

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人壬生老人ホーム

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人壬生老人ホーム(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(理事長及び理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給する。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第7条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬の限度額)

第8条 この規定に沿って支払う理事長、監事、評議員に対する報酬の限度額は、1人あたり年間80万円以内、年間の総額を200万円以内とする。

2 この規定において支払う報酬に所得税が課税される場合は、所得税を源泉徴収した後の金額とする。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 5,569円	実費相当額
評議員会出席報酬等	日額 5,569円	実費相当額
2, 評議員、理事、監事が理事会、評議員会へ出席するための居所からの往復時間が1時間を超える場合は、1時間あたり 2,227円を加算する。		

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬	月額 50,000円	実費相当額
理事及び評議員業務報酬	日額 5,569円	実費相当額
監事報酬	日額 5,569円	実費相当額

別表3（第6条関係）

名 称	報 酬	旅 費
報酬及び旅費	日額 16,706円	実費相当額

別表4（第7条関係）

名 称	報 酬	旅 費
報酬及び旅費	日額 16,706円	実費相当